

〒350-1105

埼玉県川越市今成

小林薫 様



事件番号 令和4年(ワ)第405号
損害賠償請求事件
原告 川合善明
被告 小林薫

第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

令和4年6月14日

被告 小林薫 様

〒350-8531

埼玉県川越市宮下町2-1-3

さいたま地方裁判所川越支部合議係

裁判所書記官 酒 井 理

電話 049-273-3000

FAX 049-225-9380



原告から訴状が提出されました。

当裁判所に出頭する期日が下記のとおり定められましたので、同期日に出頭してください。

なお、訴状を送達しますので、下記答弁書提出期限までに答弁書を提出してください。

記

期	日	令和4年8月4日(木) 午前10時30分
		口頭弁論期日
出頭場所		1号法廷(本館2階)
答弁書提出期限		令和4年7月28日(木)

出頭の際は、この呼出状を法廷で示してください。

本件は合議体で審理されます。